

ふれあいとやすらぎのまち小値賀町生活安全条例

平成11年12月28日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、生活の安全に関し、町、住民および事業者の責務を明かにするとともに、町民の安全意識の高揚と自主的な安全活動を推進するほか生活安全に関する環境を整備し、もって安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民、町内に住居を有する者および滞在する者ならびに町内に存する土地または建物の所有者および管理者をいう。
- (2) 事業者、町内で建設業、商業、その他の事業を営む者をいう。

(町の任務等)

第3条 町は、この条例の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項に関し必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 幼児、児童および生徒の安全を確保するための施策
- (2) 青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害環境の浄化
- (3) 犯罪、事故等を防止するための安全環境の整備
- (4) 高齢者の生活安全のための施策
- (5) 生活の安全確保に関する広報啓発
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町民の生活の安全確保のために必要と認められる施策

2 町は、前項の施策を推進するため、体制を整備するとともに、町を管轄する警察署その他必要と認める関係機関、団体と緊密な連携を図るものとする。

(町民の努め)

第4条 町民は、自らの生活の安全確保および地域の安全活動の推進に努めるとともに、町が実施する生活安全に関する施策に協力するものとする。

(事業者の努め)

第5条 事業者は、その事業活動に関し、地域の安全活動の推進に必要な措置を講ずるとともに、町が実施する生活安全に関する施策に協力するものとする。

(団体に対する援助等)

第6条 町長は、この条例の目的を達成するために活動する団体に対し、必要な助言または援助を行うものとする。

(生活安全推進協議会の設置)

第7条 町に小値賀町生活安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、犯罪や事故等の発生状況を把握するとともに、生活安全の施策に関する事項を協議し、町長に意見を述べることができる。

(生活安全推進協議会の構成等)

第8条 協議会は、委員若干名をもって構成し、次に掲げる者から町長が委嘱する。

- (1) 地区会長の代表者
- (2) 青少年健全育成会の代表者
- (3) 小学校、中学校および高校のPTA代表者
- (4) 学識経験者その他地域の安全確保に関し、識見を有すると認められる者
- (5) 町を管轄する警察署の職員
- (6) 地域の安全確保に関する事務を担当する町職員
- (7) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。